

これも契約?それも契約

● 次のうち「契約」はどれでしょう?









遊ぶ約束をする

電車に乗る

ジュースを買う

観覧車に乗る

いつが契約?

●次のうち「契約」が成立したのは、いつでしょう?









契約とは、一言でいえば 「法的な責任が生じる約束」のこと。

いろいろな商品を買ったり、サービスを利用したりするのも「契約」です。商品の売買やサービスの利用について、客(消費者)とお店(事業者)の間で商品の内容や価格、引渡し時期など、お互いに合意すれば「契約成立」です。契約書や印鑑、署名は証拠を残すためのものなので、たとえ口約束でも契約は成立します。

お互いに合意した「契約」は、原則として自分や相手の都合で勝手にやめることはできませんが、下記の場合は契約をやめることができます。

- 相手が契約を守らない場合(契約違反があった場合)
- 相手がウソをつくなどして、だまされて契約してしまった場合
- 相手に脅かされて、怖くなって契約してしまった場合
- 双方で「契約解除」の合意があった場合

(「契約」はどれでしょう?答え:②③④ 「契約」が成立したのは、いつでしょう?答え:②)